

北海道労福協 2030 年ビジョン

中央労福協 2030 年ビジョンの実現のため ～貧困解消を軸とした SDGs 実現に向けた「北の大地」の取り組み～

【はじめに】

中央労福協は連合・福祉事業団体などとの議論を踏まえ、2030 年に向けて『貧困や社会的排除がなく、人と人とのつながりが大切にされ、平和で、安心して働きくらせる持続可能な社会』の実現をめざすとなりました。

また、その社会を実現するため、次の 4 つのビジョンを掲げ活動を進めるとしたところです。

- 1、 多様なセーフティネットで、働くことや暮らしの安心を支えます。
- 2、 労働組合と協同組合が連携・協同し、共助の輪を広げ、すべての人のくらしを生涯にわたってサポートします。
- 3、 地域の様々なネットワークで、支えあい、助け合う地域共生社会をつくれます。
- 4、 労働者福祉運動を継承・持続するために、人材を育成し、財政基盤を確立します。

このビジョンを実現するために、労働組合、労働者福祉事業団体、協同組合間、地方労福協との連携を図りつつ、以下のような方向性でこれからの活動に取り組み、活動方針の中で具体化するとしました。

- 1、 多様なセーフティネットで、働くことや暮らしの安心を支えます。
 - (1) 安心できる社会保障制度やセーフティネットを強化する。

失業、病気、老後への不安を解消し、子育てや介護を社会で支えるため、社会保障の充実やセーフティネットの強化に取り組む。
 - (2) 貧困や社会的排除をなくし、格差を是正する。

様々な困難を抱えた人たちに寄り添った包括的な支援を行うとともに、貧困や多重債務のない社会にするための運動に取り組む。また、税や社会保障を通じた所得再分配の強化、会社法の改正などにより企業利益の一定額（率）を CSR 活動に費やすことを義務化することなどを求め、富の集中や格差を是正し、公正に分かち合う社会をめざす。
 - (3) 学びと住まいのセーフティネットをつくる。

私費負担に依存してきた教育と住まいを、社会で支える仕組みに転換する。このため、誰もが安心して学ぶ機会が保障され、いつでも学びな

おしができる社会を実現するための運動を継承・発展させるとともに、「住まいは人権」との観点から住宅セーフティネットの強化をめざす。

(4) 労働運動と消費者運動をつなぐ。

労働者でもあり消費者でもある市民が共同で取り組める課題として、ディーセントワークや公正なワークルール、消費者被害の防止・救済やエシカル消費(人や社会、環境に配慮した倫理的な消費行動)、労働教育・消費者教育の促進などをめざし、労働運動と消費者運動をつなぐ。

(5) 持続可能で、安心してくらす社会をつくる。

これまでの自然災害を教訓に、防災・減災、復興支援、被災者の生活再建支援に取り組む。また、様々な団体と連携し、地球温暖化対策や循環型社会づくり、食の安全、食糧、平和などの問題に取り組み、持続可能で、安心してくらす社会をめざす。

2、労働組合と協同組合が連携・協同し、共助の輪を広げ、すべての人のくらしを生涯にわたってサポートします。

(1) 協同組合の基盤を強化し、活動領域を広げる。

連帯や協同を社会の基盤に据え、市場経済では解決できない諸問題の解決に向けて、協同組合などの社会的事業、NPO、市民団体などが、いきいきと活動できる領域を広げる。そのための協同組合の社会的地位の向上に向けた総合的な政策と法制度の改善を、JCA（日本協同組合連携機構）とともに取り組む。

(2) 協同組合の社会的価値と力量を高める。

JCA や各協同組合と連携し、認知度向上や協同組合間協同を促進し、よりよいくらし・仕事づくりに向けた協同組合の社会的役割の発揮につなげる。

(3) 労働者福祉事業団体と労働組合との「ともに運動する」関係を強める。

事業団体と労働組合との「ともに運動する主体」としての関係を強化し、労働者福祉事業を活用することで、働く人たちのくらしの安全・向上につなげる。

(4) 誰ひとり取り残さず、共助の輪を広げる。

未組織労働者、不安定な雇用で働く仲間、失業者、障がい者、高齢者、外国人など、福祉が最も必要とされる人たちが共助の仕組みに参加できるよう、労働組合や協同組合、労働者福祉事業団体と連携して取り組む。

3、地域の様々なネットワークで、支えあい、助け合う地域共生社会をつくります。

- (1) ライフサポート活動のネットワークを広げ、地域の課題解決につなげる。

労福協加盟団体、行政、関係団体、専門家などとネットワークを広げ、地域住民の様々なくらしのニーズに対応し、困り事の解決をサポートする。様々なネットワークが連携する中で、それぞれの強みを活かした相談・支援体制をつくる。また、居場所や生きがいがづくり、未組織労働者や高齢者などの共助を拡大していくなど、勤労者・市民の拠りどころとしての機能を高める。

- (2) すべての人にとって働きやすくくらしやすい地域共生社会をつくる。

様々な困難を抱えた人たちを社会で包摂し、多様な条件で働くことができる就労の場づくりや、住まいや食、介護や子育てに関する支援を広げ、ともに生きる関係づくりを進める。それは、すべての人にとって働きやすくくらしやすい職場・地域にしていくことにつながる。そしてその実現は、協同組合、労働組合をはじめ、行政、社会的企業、NPOなどの連携・協働によって可能となる。労福協もその一翼を担うとともに、こうした取り組みを通じて、協同組合や労働組合の社会的役割の発揮や、高齢者の社会参加の促進につなげる。

- (3) 福利厚生 の格差を是正し、中小企業や非正規雇用で働く人たちに拡充する。

大企業や中小企業、雇用形態によって、福利厚生 の格差は依然として大きいのが現状である。このため、中小企業勤労者福祉サービスセンターなどと連携し、こうした福祉格差を是正し、すべての働く人たちと家族へ福利厚生を拡充する。

4、 労働者福祉運動を継承・持続するため、人材を育成し財政基盤を確立します。

- (1) 運動を継承する人材を育成する。

労働者福祉運動を継承していくために、新しい担い手を育てていく啓発・教育活動が極めて重要である。このため、組織内の人材育成をはじめ、学校教育における労働・金融・消費者教育なども含め、各団体・組織の人材・教材等の資源も相互に活用しつつ、共同の取り組みを広げる。

- (2) 労働者福祉運動への女性の参画を促進する。

労福協加盟団体には女性が多く働き活動しているが、女性役員がいる組織・団体は少ないのが現状。まず、加盟団体の女性役職員や、様々な分野で活動する女性たちが組織の枠を超えて交流する場をつくり、ネットワークを広げる。また、2030年に中央労福協、地方労福協における女

性役員の割合を3割とすることをめざす。

(3) 財政基盤を確立する。

運動を持続可能なものとするための財政基盤の確立は極めて重要な課題である。地域における社会連帯的な基金の設立などの先進事例も共有化しながら、今後の財政基盤の確立に向けて中央・地方で議論を深め、実現をめざす。

【 2030年ビジョン実現に向けて～基本確認～ 】

道労福協は、「2030年ビジョン実現」に向けて、検討委員会(藤盛委員長)を立ち上げ、「論点整理」をしながら議論を開始しました。

ビジョン実現に関わって、次の点に留意をしながら進めることを確認しました。

- ① 中央労福協の2030年ビジョンに基づき、北海道の運動の積み重ねも大切にしながら、実現に向けての重点化・焦点化を図る。
- ② 2030年までにSDGsのもと、「貧困に終止符を打ち、誰ひとり取り残さない包摂的で持続可能な社会を実現する」としていることから、そこに活動の目標を設定しながら取り組みを進めていく。
- ③ 「ビジョン」と「ビジョン実現のために」(具体化)については、北海道全体あるいは地域の実情を十分踏まえて対応できるものとする。
- ④ NPOをはじめとした諸団体が各地で様々な形で運動展開している状況を踏まえ、労福協としては「NPOのとりくみ」に可能なところから積極的に関わっていくというスタンスを明確に位置付ける。
- ⑤ ビジョン実現に向けた運動については、各年度の方針によって具体化を図る。

以上の共通認識の上に立ち、検討委員会としては、中央労福協2030年ビジョンの「ビジョンを実現するために」「2020～2021年度活動方針」「連合白書」等を参考にしつつ、構成団体との議論も尊重しつつ「北海道版2030年ビジョン」(仮称)を提起することとします。

【 2030年ビジョン実現に向けて ～北海道の地で～ 】

1、多様なセーフティネットで、働くことや暮らしの安心を支えます。

(1) 安心できる社会保障制度やセーフティネットを強化する。

ブロック労福協や福祉事業団体など道労福協構成団体の要望を集約し、

道民生活向上のため、北海道をはじめ道内自治体に対して、政策・制度改善要求にとりくむ。

(2) 貧困や社会的排除をなくし、格差を是正する。

① 連合北海道や北海道労働金庫、安全衛生センターや消費者ネットワーク等が取り組んでいる大学・高校・中学校への労働・消費者問題に関する寄附講座・出前講座との連携を強化し、学習会や寄附講座等の開拓に取り組む。

② 多重債務問題が深刻化している状況等を踏まえ、労金や関係団体と連携し、地域・職場段階で学習会をはじめとした啓発活動に取り組む。また、カジノ問題については、「多重債務問題やギャンブル依存症を誘発する懸念がある」こと等から、北海道や誘致を表明する当該自治体に対して「誘致させない・しない」ことを求める。

③ 「子どもの貧困対策」「生活保護法」「福祉灯油制度」「L P ガスの問題」等、貧困の根絶と格差是正に向けて、労福協加盟団体の要望をまとめ、政策・制度改善要求に取り組むとともに課題解決のため広範なネットワークづくりに努める。

(3) 学びと住まいのセーフティネットをつくります。

私費負担に依存してきた教育と住まいを、社会で支える仕組みに転換する。

① 奨学金制度改善・教育費負担軽減の取り組みについては、「北奨ネット」「連合推薦議員団」等との連携を強化し、全国運動を強化しつつ、「北海道独自の支援制度」の確立に取り組む。

また、労金・全道推進会議が推進する「奨学金借り換え運動」に、はたらく仲間を幅広く結集する。

② 「住まいは人権」との観点から、「高齢世帯の住宅問題」「灯油の階上げ問題」等の住宅セーフティネットに関わる課題の克服をめざして、退職者連合とも連携をしながら運動の強化をめざす。

(4) 労働運動と消費者運動をつなぎます。

労働者でもあり消費者でもある市民が共同で取り組める課題として、ディーセントワークや公正なワークルール、消費者被害の防止・救済やエシカル消費(人や社会、環境に配慮した倫理的な消費行動)、労働教育・消費者教育の促進などをめざし、労働運動と消費者運動をつなぐ。

① 道内で唯一の適格消費者団体である「N P O 法人消費者支援ネット北海道」の「特定適格消費者団体」認可への動きを支援することによって、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

② 改正民法により、2022年4月より成年年齢が18歳に引き下げられる

ことから、自治体や事業団体や消費者団体と連携を強化し、出前講座等をはじめとする教育活動に取り組む。そのための、対象団体等を掘り起こす。

(5) 持続可能で、安心してらせる社会をつくる。

これまでの自然災害を教訓に、防災・減災、復興支援、被災者の生活再建支援に取り組む。また、様々な団体と連携し、地球温暖化対策や循環型社会づくり、食の安全、食糧、平和などの問題に取り組み、持続可能で、安心してらせる社会をめざす。

- ① 国民的保障制度として創設させた「被害者生活再建支援制度」について、直近の「北海道胆振東部地震」や風水害等を教訓に、こくみん共済 coop 北海道本部や連合北海道をはじめとした労福協構成団体とともに、被災者に寄り添った制度の拡充に向けた運動を展開する。
- ② こくみん共済 coop の「火災共済」「自然災害共済」に加入することの優位性について、実例をもとにした学習会の地域・職域段階での開催を定着化させるなど、無保障者の解消運動を積極的に展開する。
- ③ 2019年に改正水道法が施行されたことに伴い、地方公共団体が担ってきた水道事業の運営を民間に売却することが可能になった。水道事業を民営化する動きについては、デメリットなどの学習を深めるなどして、慎重に対応するよう自治体に強く求める。

2、労働組合と協同組合が連携・協同し、共助の輪を広げ、すべての人の暮らしを生涯にわたってサポートします。

(1) 協同組合の基盤を強化し、活動領域を広げる。

日本協同組合連携機構 JCA が 2018 年 4 月に発足し、労金やこくみん共済 coop は理事団体として、中央労福協は 2 号会員として参加している。北海道においては、2020 年 4 月発足をめざして議論が進められている。道労福協の参加については総会の議決を得て、確認するとともに、総合的な政策や協同組合の法整備の実現に向けて取り組む。

(2) 協同組合の社会的価値と力量を高める。

JCA や各協同組合と連携し、認知度向上や協同組合間協同を促進し、よりよい暮らし・仕事づくりに向けた協同組合の社会的役割の発揮につなげる。当面、労福協構成団体事業の協力・認知度向上に努める。

(3) 労働者福祉事業団体と労働組合との「ともに運動する」関係を強める。

- ① 労福協構成事業団体と労働組合との「ともに運動する主体」としての関係を強化し、労働者福祉事業を利・活用することで、働く人たちの暮らしの安全・向上につなげる。
- ② 「労金全道推進会議」「労済運動推進会議」と「連合北海道福祉対策特

別委員会」との連携を強化するとともに、「勤労者福祉向上キャンペーン」など具体的取り組みの全道展開を図る。

- ③ 「連合北海道・生活アンケート」に継続的に取り組み、その分析に基づき、はたらく人たちの暮らしの向上に資する。全道・地域別・性別・年代別・産別など項目別の分析も行い、克服すべき課題の精査を行い、取り組みに活かす。
 - ④ 理事懇談会などを開催し、それぞれの課題を共有化するとともに、その課題解決のために協力すべきことを確認し、取り組みに活かす。
 - ⑤ 「勤労者福祉向上キャンペーン」を継続的に取り組み、運動の拡大を図る。
- (4) 誰ひとり取り残さず、共助の輪を広げる。
- 未組織労働者、不安定な雇用で働く仲間、失業者、障がい者、高齢者、外国人など、福祉が最も必要とされる人たちが共助の仕組みに参加できるよう、労働組合や協同組合、労働者福祉事業団体と連携して取り組む。
- ① 未組織労働者や非正規雇用で働く人たちの福利厚生の実を充実するため、労金やこくみん共済 coop の各種制度・商品の開発等に意見反映する。
 - ② 北海道中小企業勤労者福祉事業に係る補助金の増額を求めるとともに、「一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター」に対する支援等を強力に要請する。
 - ③ 「北海道融資制度」に対する取り組みを共有化し、さらなる改善を図るとともに、各種団体とのネットワークを継続的に図りながら、道民に寄与する「制度」の確立に向け、研究・学習を深める。

3、地域の様々なネットワークで、支えあい、助け合う地域共生社会をつくりま

す。

(1) ライフサポート活動のネットワークを広げ、地域の課題解決につなげる。

- ① 道労福協・ライフサポートセンターは、労福協加盟団体をはじめ、NPOや関係団体、専門家などのネットワークに積極的に参画し、地域住民の様々な暮らしのニーズに対応し、困り事の解決をサポートする。
- ② 道労福協・ライフサポートセンターは、寄せられる「相談事例」を分析し、「運動化して課題解決を図るべき」と判断した場合は、構成団体とも協議を行い、様々なネットワークを駆使しながら、それぞれの強みを活かした「運動」「相談・支援体制」をつくる。
- ③ 労福協・ブロック労福協・ライフサポートセンターは、居場所や生きがいづくり、未組織労働者や高齢者などの共助を拡大していくため、これまでの運動の積み重ねを大切にしながら、「勤労者・市民の拠りどころ」「人

生・生きがい支援」事業を検討・実施する。

- ④ 活動の具体を可能な限り「ゆにふあんマップ」やNPO団体等に結びつけ、発信することに努める。(社会的基金としてのクラウドファンディングの活用も視野に入れる)
- (2) すべての人にとって働きやすくくらしやすい地域共生社会をつくる。

様々な困難を抱えた人たちを社会で包摂し、多様な条件で働くことができる就労の場づくりや、住まいや食、介護や子育てに関する支援を広げ、ともに生きる関係づくりを進める。その実現は、協同組合、労働組合をはじめ、行政、社会的企業、NPOなどの連携・協働によって可能となる。

労福協は、その一翼を担うとともに、こうした取り組みを通じて、協同組合や労働組合の社会的役割の発揮や、高齢者の社会参加の促進につなげる。

- ① 「生活困窮者自立支援法」で努力義務化されている「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」に対して、協同組合や福利厚生事業団体の参画を自治体に要請する。また、「家計改善支援事業」については、「労福協・労金・こくみん共済 coop」が関わるができるよう広域的事業の実施も含めて自治体要請を強化する。
 - ② 「生活困窮者自立支援制度」と「高齢者人材活用事業」をリンクさせて自治体独自の活動が可能となるよう取り組みを強化する。
 - ③ 食品ロス削減に加えて、生活困窮者自立支援制度や高齢者人材活用など様々な福祉政策との連携や、災害時における食糧支援システムとしての活用等の観点からも、フードバンクに対する道の窓口を開設させるとともに支援策の強化など政策・制度改善要求に取り組む。
さらに、労福協・ブロック労福協は、フードバンク活動に対する「参画」について、すでに取り組んでいる道内の地域・産別・団体と連携を図りながら施行実施(モデル事業)に取り組む。
 - ④ 高齢者の健康・生きがいづくりやボランティアなど、様々な地域コミュニティへの参加の拡大に向け、すでに取り組んでいる労福協・地域の取り組みにも学びながら、地域の活動を拡大・展開する。
- (3) 福利厚生の格差を是正し、中小企業や非正規雇用で働く人たちに拡充する。
- ① 中小零細・未組織勤労者・非正規雇用で働く人たちの福利厚生の充実を図るため、こくみん共済 coop や労金の各種制度・商品の開発・周知、さらには各地域において金融知識やファイナンシャルプラン教育などを積極的に展開する。
 - ② 北海道「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充に努める。

4、労働者福祉運動を継承・持続するため、人材を育成し財政基盤を確立します。

- (1) 「全道ウェルフェアスクール」「ブロックウェルフェアスクール」をはじめ各種学習会を通して、労働福祉運動の理念と歴史を学ぶとともに、運動を継承する人材を育成する。
 - ① 「全道ウェルフェアスクール」は隔年実施開催とし、「日程」「内容」「参加者」等の更なる改善を図る。(2021年度実施)
 - ② 各種学習会の実施にあたっては、労働・金融・消費者教育なども含め、各団体・組織の人材・教材等の資源も相互に活用する。
 - ③ 連合青年委員会や連合女性委員会と福祉事業団体との意見交換会を定着させ、「労働運動」と「自主福祉運動」の一体化を図る。
 - ④ 道労福協は、ブロック労福協に対する講師等の派遣について、財政的措置などを検討する。(組織・財政検討委員会の設置)
 - ⑤ 連合北海道や事業団体の協力を得て、中央労福協全国研究集会(学習会含む)や「北部研究集会」「北部理念・歴史講座」等に積極的に参画する。
- (2) 労働者福祉運動への女性の参画を促進する。
 - ① 加盟団体の職員や、様々な分野で活動する女性たちが組織の枠を超えて交流する場をつくり、ネットワークを広げる。(全道ウェルフェアスクール分科会設定ほか)
 - ② 労福協構成の事業団体等の協力を得ながら、各種会議への女性参画を要請する。(中央労福協女性の広場参加、労金・労済全道推進会議ほか)
 - ③ 労福協役員体制に対する女性参画について検討する。(組織・財政検討委員会設置議題)
- (3) 財政基盤を確立するとともに、労福協総体の基盤を強化する。
 - ① 労福協運動は、連合北海道、労金・こくみん共済 coop をはじめとした福祉事業団体等の会費で運営している。(経済情勢の悪化などから会費減免等の要請がある。今後、維持することが極めて難しい状況も想定する必要がある。2020年度については確保。)各ブロック労福協運動の展開においても、「いわゆる活動家の確保など人的資源の確保やそれに伴う財政的措置」「自治体対応や NPO 団体に伴う事務局費の確保」など、克服しなければならない課題がある。以上のことから、持続可能な労福協運動を展望し、「労福協 組織・財政検討委員会」を設置し、検討を始めることが重要である。
 - ② 道労福協は地域における協同組織(組合)や福祉事業団体を利用することで得られる「循環型の助け合いの仕組み(支援やカンパによる基金化など)」づくりについて、関係団体と連携し検討を始める。
 - ③ 休眠預金制度による助成事業の開始に伴い、関係する協同組合や市民

団体等の公益活動にも活用できるよう取り組む。

④ 労福協を構成する福祉事業団体間の協同組合間協同の促進を図る。

⑤ 労福協を構成する団体の拡大を図る。

当面、労福協理事団体に「ろうきんクラブアソシエール」を加える。

5、自主福祉運動と労働運動両輪の展開における拠点づくりについて

(1) 道内の拠点としてある「ほくろうビル」の「建て直し」等の議論を開始すべき時に来ている。議論の観点としては2点考えられる。耐震化等の問題点をはじめ、居住者の命と安全を確保するという点。また、会員・団体の負担を極力抑えなければならないという点。

「検討委員会」設置を早急に関係団体に働きかけることを要望する。

以 上